

## 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」の早期制定に関する緊急要望

我が国の農山漁村は、長年にわたって、食料・エネルギーの供給や水資源の涵養、国土の保全等公益的機能を担い、持続可能な国づくりの基盤を支えるとともに、日本列島の多彩な自然・気候風土に育まれた農山漁村の暮らしや地域文化は、次世代に継承すべきかけがえのない財産となっている。

しかしながら、中山間地域や離島等の条件不利地域を抱える農山漁村においては、昨今、若者等の田園回帰や交流人口・関係人口の増加など一部に明るい兆しが見られるものの、人口減少・少子高齢化に伴う地域の担い手不足が深刻なものとなっており、地域を取り巻く環境は極めて厳しい状況に置かれている。

これらの地域においては、人口急減等の厳しい状況の中にあっても、行政・住民が一丸となり、強い決意をもって将来につながる地域経営に懸命に取り組んでいるところであるが、地域の主体的な取組みを進めるうえで必要となる担い手人材の確保が急務となっている。

このような中、現在検討が進められている「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律

案」は、このような地方の切実かつ喫緊の課題をしっかりと受け止め取りまとめられたものと承知しており、全国の様々なハンディを抱える地域が、将来に向けて希望を持ち、安心して諸課題に取り組む基盤づくりに貢献するものと期待している。

よって、本法案が早期に制定されるよう強く要望する。

平成31年4月8日

全国町村会長 荒木 泰臣